

國民學校と幼稚園保育の實際

(四)

倉 橋 物 三

第五

國民學校令施行規則には、「家庭及社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カラシムルニカムベシ」といふ一項がある。これは、國民學校の新らしい教育方針として、最も注目すべき事の一つである。從來に於ても、學校、家庭、

社會の聯絡をいはぬでもなかつたけれども、それは學校教育として、そう重要な問題とは考へられてゐなかつた。學校の超越性といふか、孤高性今までいはふか、自分ひとりで教育してゆくといふ態度のみでなく、自分ばかりが教育を真にするもの、更に進んでは、ほかのものは皆非教育的だささへ見なすやうな風も隨分あつたのである。それに對する。これも從來は、家庭をして學校に聯絡せしめるといふ方が主になつてゐた風があり、それこそこれは逆である。勿論、家庭にその任務あるは言ふまでもないことで、向後もその點を大に進めなければならぬ。しかし、こゝで言つてあることは、學校の方で家庭に聯絡をすることである。幼稚園としても同様である。

(一) 幼稚園の保育が家庭に聯絡するといふことは、二つの意味がある。(1)一般的に幼稚園保育といふものが幼児を中心として家庭と聯絡し協力しなければならぬといふこと、及び(2)個々の場合として、その子の家庭の實情に即しなければならぬといふこと、この二つである。

(1)家庭との協力的聯絡
この方は大體に於て、今迄もいつも考へられてゐる。まだ不充分である場合も多いが幼児を教育するに、幼稚園と家庭とが一つの方針をとり、互に力を協せて進むといふことの有效必須なるは、説明も要しない位である。保育を幼児の個性に即せしめる爲に、保姆は幼児の個性をよく知ら

その中でも先づ第一に考ふべきは、家庭との聯絡である。

一 家庭との聯絡

なくてはならぬが、それはたゞ心理學的に調べる事か、幼稚園だけで見る事かいふのでは、ほんとうのところに徹らない。さうしても、平生の家庭生活に於けるあらはれをも、こゝして知らなければならぬ。その爲には、家庭の周密な聯絡なくしては出來ない。それから又、渠がいふやうなことは、幼稚園だけでは出來得ない。家庭でも同じ方針で行はれなければならぬし、寧ろ、家庭の方針を參照しなければならぬ事もいへやう。そして、雙方一致の協力なくしては出來ないのである。

このために、幼稚園と家庭との絶えず意志のそつうはばかり、常に親しく話しあひ、打ち合ひ、打ち解けてゆくことが必要である。保護者會も必要である。保母と母との懇談も一層有效である。さうしたが、これらのことが案外によく行なはれてゐない。形では行なはれてるても、ほんとうに、意志のそつうが出來てゐるかさうか。甚だ心もこないことが多い。なぜそうであらうか。一つには、家庭の方に責がある。我子を頼んで置きながら、何んといふ冷淡かさ驚かれる事もある。まるで非人情のやうなものもある。また、それでよいこそ、そういうふものと思つてゐる風もないではない。しかし、此の方は、こゝでは多くは言はない。しかしながら、此の方は、こゝでは多くは言はない。さうして、一つには幼稚園の方にも責のあることを言つて置かなければならぬ。甚だぶしつけに申上げにくいことで

は御座りまするけれども、最も大切な事だから敢て苦言をいふのである。第一に、保母に、家庭と協力しようとする事があるが足りない。子をもを家庭から連れ出して来て、幼稚園では幼稚園での事をする事いふ風で、その子に家庭のある事、家庭の子だといふ事を忘れてゐる風である。之れではまるでお話にならない。が、先生といふものに珍らしくない癖である。第二に、それを思はないではないが、家庭との聯絡の腕のない場合である。極く若い保母さんが、自分のお母さんのやうな保護者を相手にして、これが仲々むづかしい事であるのは免れないが、なにも年功者のやうな態度でしなければならぬ事もあるまい。また、そんな事をしては、却つて眞實が出ないといふものである。眞實、實に此の眞實があふれ出さへすればいいので、うら若いは、たちそこへの先生が、さしまの奥さんにもいふにしても、その子に對する教育上の眞實は變りないし、又そういう若い保母さんこそ、純な眞實に充ちてゐる筈である。それでぶつかつてゆけばいい。子がもが手に負へないなら、若い目に涙をためていふのもいゝじやないか。ねえさうしませうと相談をしかけてもいゝじやないか。だが、若い保母さんは、さうも親達と話をするのさへ餘り好きでなかつたりしはせぬか。そんな事で、聯絡も何もあつたものではない。第三に、心は眞實で充ちてゐて

も、どうも教育的に註文し過ぎて、親達を、たゞハイ、ハイばかり言はせてそれでお仕舞ひいふやうなことはある。親は我子の缺點や、悪性癖なきを指摘せられゝば、一儀に及ばず閉口頗首する。恐縮もする。が、それでは聯絡が却つてむづかしい。親の身にもなつて見て、同情いふか、察しきいふか、それがなくては打ち解けられない。その意味で、保母は親心を解してゐなければならない。そうでないさ、親さ先生さは、離れるばかりである。

殊に、此の協力的聯絡で必要なことは、その聯絡が、時によつては、極く徹底的に行はれなければならぬことである。たゞへば、多少極端の場合であるが、子さもに何か特別な惡癖でもあらはれたさいふ時、直接に子さもを咎めるばかりでは矯正出來ない。家庭の協力で、その惡癖を周密に見守る外はないことがある。そういうふ時、親の方は恥しかつたり、又は腹立たしかつたり、徹底を缺き易いものだが、保母さんは、相當のつつきみ方を必要とすることがある。そんな時、一層眞實が力であることは言ふまでもない。

(vi) 家庭の實情に即して

家庭に聯絡することの、もう一つの方面は一人々々の子を、その家庭の實情をよく知つて、それに合致、適合させて保育してゆくことである。前の(vi)の聯絡が、多少狹義

の教育的聯絡であるとすれば、此の方は生活的聯絡といつていゝものかも知れない。そして、これこそ實に、幼稚園にさつて先づ大切この上ないことである。

その、家庭の實情いふものに、いろいろの方面がある。
(1)家の家族情況、(2)家の經濟的情況、(3)家の職業、
(4)家の家風、(5)家の宗教、(6)恒常的なものを始めごし、その時々に變る臨時的のものとして、家族の健康さか、家庭の特別な繁忙さか、更に現下の時局に於ては、家族親戚の出征關係なき、格別によく知つてゐなければならぬことである。

是等の一々に就て詳細にいふ時間がないが、さの幼稚園でもする。幼兒家庭調査は、たゞ形式的にするだけでなく、又、統計的資料にするだけではなく、一人々々のその報告に就きよく記憶してゐなければならぬ。保母さんの中には、その子の心理はよく知つてゐても、家庭の實情を少しも知らないのがある。呑氣の至りである。そんなことで、その子にびつたりあつた保育が出来るものでないし、甚しきに至つては、頗珍漢な扱ひをして、その子に、さんだ妙な思ひをさせることも稀でないであらう。

わけても、調査表で報告されたことが、後に變動のあることをも注意してゐなければならぬ。又、さこの家でも、臨時々々にいろいろの事が起つてゐることを知らなければ

ならぬ。母親が久しく病院にあるといふやうな時に、それを知らずにゐては、到らざるの甚しきである。殊に、この

節は、家の職業などにも、種々の變動がある。それを知らずにゐる、ほんとうに思ひやりの足りないことを、ついくしりせぬとも限らぬ。注意すべきであると共に、それに適合するやうな保育をすることに細心に力むべきである。

二 社會との聯絡

社會との聯絡は、その子を中心としていふよりは、環境的一般としての問題である。幼兒は未だ直接に社會との交渉をもたぬことが常であるが、それにして、社會の中に生活してゐる以上、それとの關係をもたずにはゐない。お正月から初めて、年中行事のそれゝを主として、その他、國の出來事、地方の出來事、四季の移りかわりにつれる社會的移りかわり、皆、幼兒の關心に觸れないものはない。しかも從來の學校や幼稚園、往々にして是等に對して超然としてゐた。それでは教育が幼兒の全生活から遊離する。それを生活へ即させようとするのである。

幼稚園に於ては、實は以前から此の方針をさつてゐる。

保育案を立てるに、季節と社會行事とに準據してゆかうとするのは、既に一般の通則になつてゐる。今更のことでもないやうであるが、それが未だ徹底しないところも稀でな

いかも知れない。

それから、それに關聯しての實際として、幼稚園の園外延長も亦大にすゝめていゝことである。之亦、以前から唱道してゐることであるが、所謂園外保育が、主として保健の方面のことをせられてゐるのに對して、もつと廣く、社會興味の攝取の方へ向けられてゆくことも有效であらう。勿論、その實行に就ては充分細心の研究を要し、みだりに多勢の幼兒を連れ出すことは考へものであるが、工夫の途はあることであらう。

× × ×

以上、國民學校の實施に伴ひて、幼稚園がその實際に於て意を用ひなければならぬ點を拾ひ上げて述べた。而して、問題は素より之れで盡きない。幼稚園の諸君はよくよく國民學校令とその施行規則を熟讀し、又その教科書を精讀して、その前段階の教育方針を誤らぬやうにしなければならないであらう。